

【掲載内容】

◎第 60 回全九州ろうあ者大会及び聴覚障害者問題 に関わる研修分科会参加者報告

◎ 第 39 回全九州手話通訳者研修会参加者報告

「見つめよう私たちの暮らし築こう確かな福祉！」
のスローガンの下、9月24日（土）25日（日）
の2日間、アルモニーサンク北九州ソレイユホール
で第60回全九州ろうあ者大会・第39回全九州手話
通訳者研修会が開催されました。



下記に各分科会の報告を致します。

【共通研修】

「情報・コミュニケーション保障」

講師 小中栄一氏

We Love 運動は9月22日現在（東京本部集計
中）署名が約115万筆、（9/27合計11638
76筆）九州は9月12日現在152750筆です。
15万筆を超えたのは、九州だけ。パンフの頒布は
来年3月末まで延期。

1 障がい者制度改革推進会議スタート（昨年1月
から）

① 障害当事者が主体となること

国連で障がい者権利条約が採択された。その時、
障がい者が、私たちのことを、私たち抜きで決
めないで、と皆で一緒になって訴えて、意見が
採択された。待つのではなく、一緒に意見を出

していくことが大切。

② 社会モデルへの転換

医療モデルの意味→聴覚障害者（聴力検査で7
0 db 以上が基本）の私の場合、小さいときから
聞こえなかったため、発音・社会的マナーなど
日々しかられ、いろいろ干渉された。そのため自
分がだめなのは、自分に責任があると思いこんだ。
しかしそれは、社会の壁があり、制度や法律がな
いことによるもの。

社会モデルとは、社会が問題を解決し、バリア
をなくす運動。聴覚障害者は、聞こえない立場で
要望すること。

③ インクルーシブ社会の実現

例) 隔離

肢体不自由、知的障害児は、地域の学校に入れ
ず、養護学校へ行くよう指導される。親は地域の
学校に入りたいが認められない。子どもを隔離し
一般の社会に入らないまま人生を送る。これはい
けない。一緒にすごす必要がある。

一方、ろう児が健聴の子どもの中ですごすこと
は、コミュニケーションの問題がある。一般の学
校に入っても、「言語」である「手話」を習得で
きない。聾学校でなら獲得できる。

差別は今もある。しかし差別を受けても解決で
きない現状。だから法制度が必要。

④ 権利の行使者である

現在、自立支援法では、通訳は「依頼」。権利と
しての法的根拠はない。サービスを受けるという
形。→遠慮がちになる。通訳を依頼しても断られ
る場合あり。（文化、教養、講座など、生活上必要
ではないという理由）

「話す」・「移動する」・「生活する」＝「基本的権
利」を支援として受けている現状。弱い立場での

お願いではなく、支援を権利として要求し、制度化してもらう考え方。

2 情報・コミュニケーションの問題

① 情報・コミュニケーションのバリアは大きい

今まで、情報・コミュニケーションに問題があることは事実。解決の方法を考えてこなかった。情報保障には、通訳が必要との考えが浸透していない。

各県の施策の協議の場で、きちんと情報保障をしているのを見たことがない。

② 各地で進む障害者差別禁止条例づくり

条例づくりは、まず千葉県、次に北海道、岩手県、熊本県は今年7月1日に議会で承認され、条例となった。他見でも進んでいる。

富山（私の県）は昨年から作り始めた。聴覚障害者・盲ろう者・精神障害者・知的障害者合同で協議。

今年の事例

・ろう学校の生徒が、「聞こえないんだろう」となじられた。

・町内会で通訳をお願いしたら、会長から「通訳はいらないだろ」と断られた。

・ホテルでの宿泊を、ろう夫婦が断られた。

・労働の現場で、聴覚障害者は特別採用だから、「わがままはやめなさい！」と厳しくされる警察関係事例

・交通事故の現場検証で、ろう者が「通訳を呼びたい」と言うと、「いらない！筆談で！」と言われ、仕方なく従ったら、あっという間に検証が終了。

・大阪で、ろう者が犯罪で捕まったとき、面会での通訳の必要を訴えたが、警官は、必要ない、の一点張りで40日間筆談のみ。→通訳依頼の制度を警官が知らなかった。

・愛知県名古屋市で、家宅捜索で突然、警察が乗り込んできた。「通訳が必要！」と訴えたが、筆談でもできると警官は言い張る。

警察署の中には、通訳の派遣担当部署がある。これを現場の警官が知らない。このよ

うな事例はたくさんある。

③ 発信することが必要

ホテルの宿泊を、手話通訳者と一緒だと一発で了解される。

3 We Love 運動の流れ

① I Love 運動からWe Love 運動へ

25年前（昭和61年～62年）I Love コミュニケーションパンフ運動は220万部頒布した。地域・ろう協・全通研支部・サークルで一緒にがんばった。

今回、さらに難聴・盲ろう者の会、触手話を使う人、指点字を使う人、聞こえない・聞こえ難い人達が集まって、まるごと連帯した。手話のわからない仲間がいる。この運動は本当に必要だと見方が変わった。知的障害者も情報は必要。すべての障害者に必要な制度を作って行きたい。

② 障害者制度改革推進会議への影響

・会議には、久松局長（全ろう）、難聴の代表者（氏名聞き取り不可）、角川氏（盲ろう者）が出席。会議の前に、「テーマ」「課題」「意見」をまとめた資料を読んで参加。

「差別」に関するプロジェクトの会議には、手話通訳のチームが組んである。

・国会では今、手話がブーム。3月11日の東北地方大震災で、枝野官房長の会見に手話通訳が付いた。私（小中氏）は理事会で東京にいたため、地震には気づかなかった。テレビで地震の状況を見た。日本テレビは11日・12日の両日総てに字幕がついた。しかし残念なことに、NHKは字幕をつける技術が完成していないとの理由で、つけない。これはおかしい。

富山県は、政見放送に通訳と字幕がついている。私達が、どのような方法をとるか相談し、運動したから。

「災害メール」については、大西氏と検討中。

4 障害者基本法の一部改正について

① 改正された法の意義と課題

1) 障害者の社会参加の機会をきちんと保障

する。

- 2) 障害者が希望する生活の場所（施設、地域、を決めるのは本人）

隔離をしないで、共に生きる社会をめざす。

- 3) 手話は「言語」である。

情報コミュニケーションの保障・機会の選択・情報の発信・授与の選択など、初めて盛り込まれたが、「可能なかぎり」という言葉が全てにかかるので、政府の見解は残念。3年後に見直し、「」をはずそうという運動あり。

障害者差別禁止条例委員会をつくる、という課題あり。現在、障害者制度改革推進委員会は、あるが、法的保障はない。

- ② 総合福祉部会でまとめられた提言

障害者総合福祉法作成のための部会は昇格できた。55の意見をまとめて出した。

支援体制の見直し。地域生活支援事業は地域に任せられる。コミュニケーション支援だけが無料ではなく、他の支援の「利用者負担」を無料にすることを提言。[相談・コミュニケーション支援・生活支援・社会生活支援・労働・医療など]

- ③ 相談支援の充実

30～50万人に一箇所、相談支援センターを設ける。しかし通訳士、相談員の給料が課題。

障害者手帳のない、聴力レベルが60dbの聞こえにくい人にも、コミュニケーション保障のため無料で通訳者派遣ができると、会議で認められた。

障害者総合福祉法がトーンダウンとならないよう、9月27日に情報・コミュニケーション法案を、発表する集会を行う。

聴覚障害者だけではなく、知的障害者、精神障害者、すべての障害者のコミュニケーションの壁をなくす法を作りたい。

- 5 情報・コミュニケーションの法整備の実現を

- ① 情報・コミュニケーション（仮称）の具体的なイメージ

・愛知県での全国ろうあ者大会で手話通訳設置

あり。2年前から民間の会社に委託。入札を行い、障害者を雇用。しかし半年でやめる。それは、市の条例に、「障害者」の名前が入っていないため、他と契約できるから。障害者雇用のための法規がない。社会のすべての分野にコミュニケーションが保障される法をつくりたい。

・テレビに災害時、NHKは字幕なし。字幕付きのDVDがない。コマーシャルに字幕がない。字幕があれば、情報量が増える。

・ホテルでの宿泊拒否などの、差別を受けたとき、抗議できる法律を作っていきたい。

- ② 目的、理念、基本施策など

目的→障害者が、聴覚障害者の、言語である「手話」を含む、意思疎通のための手段を使い、情報を取捨選択することができる社会の補償が必要。

理念→差別や拒否をされたとき、損害を補償されること。

基本施策

国の責務として、会社電話番号だけではなく、ファックス番号を提示させる。交通・通信・文化あらゆる分野に情報とは何か提言する。

情報・コミュニケーション法について、来年3月まで討論し、きちんとつくりあげる。国へも協力を求める。

制度事業への具体的方法として、来年1月8日にフォーラム実施予定。9月27日に全国集会で衆参両議院議長に署名を直接渡す予定。

おわりに

私たちの権利獲得のため「声」を発信しましょう。改正障害者福祉法に「言語」に「手話」を含むと明記されて、うれしいで終わりでしょうか？それを利用する方法を考えて発信しましょう。そして、その声を受け止めてくれる人たちを増やすため、声を出し続けていきましょう。

質問 熊本・松永さん

すばらしい話ありがとうございます。理事として立場は違いますが、熊本からお願いがあります。さっきの千葉県の条例の中で、相談体制の方法ですが、障害者センターでの相談、が良いのか、それともどこか他を探したが良いのか、また相談体制をつくったあと、条例をつくるのが良いのでしょうか？

答え 小中氏

条例をつくるのが大切です。解決方法は、きちんとした体制をつくること。相談センターは、皆が相談しやすいように発信していくことです。支援センターでの心配は、相談を受ける職員に、その力があるかどうかです。いろいろな相談があるので、研修が必要です。



*注 1

熊本県手話サークル「わかぎ」 鋤本京子

＜聴覚障害者問題に関わる研修分科会＞

【手話】

「コミュニケーション保障と手話通訳事情」

講師 大杉 豊氏 中村慎策氏

歴史に見る手話、各地に見る手話、ろう者の生活に見る手話というタイトルで、つくば技術大学准教授の大杉豊氏のお話を伺いました。参加者は98名でろう者と健常者とちょうど半々くらいの人でした。印象に残っているお話は昭和44年にみんなの手話が刊行され、みんなが手話を学ぶようになった。しかし、それ以前にも鹿児島での資料が残っている。

その資料は、今から110年も前のものであるとい

うことであった。歴史のあるものなのだと思います。日本全国でも（おじいさん）の手話ひとつを表す表現法もいくつかあり、インターネットで見ることが出来ると、いくつかの件の表し方を紹介されました。

手話は、聴覚障害者集団の知恵と共感の中で作られてきた言葉である。光線、視線、動線をうまく利用してろう者は、自由に手話が出てきている。

最後に手話使用者（ろう者・通訳者）ができる社会への貢献として、情報保障、コミュニケーション保障と共に必要な視覚、バリアフリー他、字幕、電子掲示板、自由に手話で会話をしていく権利などなど。まだまだたくさん声を上げて社会に訴えていかなければならないことがたくさんあることを実感しました。去年の長崎（佐世保市）、そして今年の福岡（北九州市）と参加してたくさんの方々の情熱、協力で成り立っていることに感動しました。

来年も沖縄へ参加したいと思います。関係者のみなさまありがとうございました。

粕屋手話の会(宇美支部) 副島マチ子

【労働】

「労働問題と合理的配慮」

聴覚障害者問題に関わる研修分科会 第2分科会(労働)に参加した。

テーマは『労働問題と合理的配慮』、講演は「労働現状と課題」「労働環境と課題」の二つの内容があった。



*注 2

講演 1 「労働現状と課題」

講師 中園秀喜氏

聞こえなくても人間としての障害はない！能力・スタートラインは同じ。後は本人しだいとの講師の考えに興味をもった。

労働の現状は一般の傾向として、失業率5%、給料は横ばい、資格はあったほうがよい、パソコン（ワード・エクセル）は当たり前等の能力主義の企業が増加している。

大企業の事務職、聴覚障害者の雇用は減少気味（知的障害者の雇用は増えている）

高給、好条件に魅せられて大企業に就職、しかし30%の人が五年以内に離職。思いの外仕事がきつく耐えられない、休めない等の理由。事業所は二度と雇用したくないと言う。

大手会社の合併により雇用の信頼感が低下して、「自分を守るのは自分の能力だ」「会社に甘える生活は出来ない」終身雇用ではないと就労意識も変化する。

小さな会社・・・逆境の中でも役立つ・小回りが効く。大きな会社・・・逆境の中では役立たない・応用が効かない。大切なことは高い給料か？働き甲斐のある職場を選ぶか？

音声会話の問題も「電話は大丈夫ですか？」に対する面接時の答え方。

自分で出来ることを伝える。「もしあなたが聞こえなくなったらどうするか？」と逆に質問してもよい！！聞こえない人が聞こえる人に教えればよい。（このことは特に聾学校の生徒や保護者に聞いてもらいたいとのこと）

事業主の95%は障害者を雇用したことがない。自分の力を売り込む・自分の出来ることは進んでやる・助成金を活用するなど、雇用主を安心させる情報の提供が必要。

肢体・視覚障害は「見える障害」→配慮は比較的簡単。聴覚障害は「見えないバリア」→配慮は困難。聞こえない不便さ、理解困難で格差が生まれる。

施設のバリアの例として・・・病院（入院時）の病室のノック、フアックスは無い、テレビの字幕

（不便だが、医療費は同じ）表示の工夫が必要である。

報道の役割と使命。緊急情報を字幕つきで！！「障害者国連権利条約」⇒社会を障害者に合わせることを。

聞こえることが当たり前、明日はわが身という意志改革が必要。

不便なことを言い続ける。勉強会講演会などの実地をする。問題解決には聴覚障害者が、「旗振り」を！！

ありのままの姿で平等に・知恵のある人は知恵を・力のある人は力を・お金のある人は寄付を・みんなのためにがんばる・お互いにあゆみよると 締めくくられた。

講演 2 「労働環境と課題」

講師 五葉淳子氏

ろうあ者は障害特性による、コミュニケーション障害、情報障害から職場で受けるストレスが大きく、うつ病や適応障害を起こす事例が増えている。ろうあ者とメンタルヘルスの内容でわかりやすく話してもらった。

日本人が一生のうちに何らかの精神疾患にかかる確率は約2割。

精神障害者の特徴・・・疲れやすい 意欲低下 緊張が強い 不安になりやすい 全体の把握・段取りを考えることが苦手 あいまいな状況が苦手 体調になみがある 一度にたくさん課題を考えるのが無理 など・・・。

自分では気付けないので、身近な人の異変に気付いたら声かけを！

〔うつ病のセルフチェックリスト〕で各自チェックしてみた。

よいストレスは、程よいとプラスに繋がる。たとえば・・・うどんにかける七味唐辛子、寿司のわさびのようなもの。悪いストレスは、過労・人間関係・過重なプレッシャー・恐怖体験となる。

聴覚障害者ところの病気

起因は・・・不安 葛藤 情報不足

精神疾患の治療でのろうあ者の課題は

早期発見・早期治療 →知識が少なく病気だとわ

からない、発症がわからずひどくなる
きちんと通院・服薬 → 筆談では細かいことがわ
からない。通訳を介することの限界くすりを勝っ
てに中断してしまう
統合失調症などは手話通訳で上手にしまうと、
主治医に症状が伝わらないことがある。

次に 松尾智人氏へ 労働環境の内容にバトン
タッチ

・社会情勢の変化と就労について（世代年表で
説明）

・厳しい障害者雇用について

・聴覚障害者に起因する課題発生（課題発生の
プロセス資料で説明）

支援環境の改善に向けて、東京・大阪・山梨・山
口にいるろう者のジョブコーチ、
大阪のろうあ会館（ろう者のPSW・ろう者が集
まって語れる場）の事例。

手話通訳者に求められることは、翻訳か？援助通
訳か？手話通訳以上に必要な「人間性」「ソーシ
ヤルワーク技術」⇒精神科の通訳は翻訳ではない。
※熊本の福田氏による『障害のある人も ない人
も 共に生きる 熊本作り条例』についての報告
もあった。

まとめとして、比嘉豪氏より

障害に対して理解が足りない。自分たちも自らア
ピールしていく自己表示が必要。

ハローワークといえば、古い考えのところと思っ
ていたが、新しい制度・障害者のサポートも広が
っている。昔は障害者は雇われるだけで幸せだと
言われたり、野望は持てなかった。今は夢や希望
をもって働ける、自分らしく働く。制度を使って
共通の目的に向かって行きたい。

鹿児島手話サークル太陽 鈴木恵子

【教育】

「教育の合理的配慮とは何か？」

講師 松原太洋氏

講師 久松三二氏

9月24日に行われた第39回全九州手話通訳

者研修会では、聴覚障害者問題にかかわる研修分
科会「教育」に参加しました。分科会のテーマは
「教育の合理的配慮とは何か？」でした。福岡県
教育庁で特別支援教育を担当されている松原太
洋さんと全日本ろうあ連盟事務局長の久松三二
さんの2つの講演がありました。お二人は、膨大
な資料とスライドを準備され、持ち時間いっぱい、
始めから最後まで切れ目がないとっていいほ
ど話し続けられました。

お二人の講演の中で、「障害者の権利に関する
条約」「特別支援教育」「インクルーシブ教育」「合
理的配慮」ということばが繰り返し登場しました。
いただいた資料に詳しく載っているので、読み返
しておきたいと思います。

松原さんのお話の中で、福岡県の県立特別支援
学校の整備のことが出てきました。現在、異なる
障害種の学校同士で統合されていており、その
中で、平成27年度に開校予定ですが、聴覚障害
の学校が知的障害の学校と統合する計画もあり
ました。教員の配置や学校の様子など、どんなふ
うになるのか、興味があるので情報に気をつけて
おきたいと思いました。

講演後の質疑応答の中で、熊本の小野真理子さ
んが、教員の人事異動で、せっかく手話を身につ
けてくれた教員がろう学校からいなくなってし
まうことがどうにならないのか、また、特別支
援に関わる教員を目指す人には、大学等の教員養
成機関で手話を学んできてほしい、という意見
を出されました。熊本県では、ろう学校に赴任した
教員が必ずしもろう教育について、専門的に勉強
しているとは限らず、赴任してから勉強していく
人も多いようです。久松さんから手話が上手な先
生が必ずしも教え方が上手とは限らない。手話が
できなくても一生懸命、わかるように工夫して教
えている先生もいる、というお話もあり、ろう学
校に同じ人がずっといることが必ずしもいいわ
けではないことを指摘されました。教員が変わっ
ていくことはある程度しかたがありません。人が
変わっても新しく来た人がろう教育や手話につ
いて、学んでいけるシステムがあれば、教育の質

が落ちることはある程度防げると思います。これから特別支援学校の教員を目指す人、またろう学校へ転任した人が、ろう教育や手話について学べる場やシステムが早くできるといいなあと思いました。

「障害者の権利に関する条約」における「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、又行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整・・・」だそうです。これから、日頃接する障害のある方々が、私たちと同じように権利や自由を享受できているか、という点にもっと目を向けていきたいと思いました。

熊本県手話サークル「わかぎ」

【高齢】

「ろう高齢社会に対して思うこと」

講師 長谷川芳弘氏

九手連会員の参加が有りませんでしたので速報から抜粋しました。

- * 長谷川氏はとても分かりやすい講演でした。三人姉妹は将来高齢者になることは不安でしたが、長谷川さんの講演を聞いて、これからももっと仲間を作り、明るく生きて生きていきたいと思います。長谷川先生、ありがとうございました。

福岡県 三人姉妹

- * ご高齢で活躍している方や過去のろうあ運動に貢献された方々のお話を聞き、高齢者の方の生活力のすごさを改めて感じました。国際活動や世界会議の様子など、様々なお話が聞けてとても学ぶことが多く楽しい講演でした。

熊本県 為定

【女性】

「情報とコミュニケーションの保障」

講師 小野康二氏

全九州大会への参加は、昨年佐世保に続き2回

目でした。手話の勉強を始めてろう者との交流やサークル活動をする中で情報・コミュニケーション保障の大切さを痛感していたので「女性研修」の分科会に参加しました。

手話を始められたきっかけから、情報提供施設の業務、ろう学校や難聴学級等の指導の在り方と指導者の指導力の問題、当事者や家族の学校選びの苦労や問題点の話及び障害認識クイズ等で、研修内容が多岐にわたり、興味深く勉強が出来ました。また、質疑応答では当事者の皆さんの心配や迷いなど心情も伺えとても意義深いものでした。

～研修内容を一部紹介～

障害者へ情報の保障をするために映像を使い、聴覚障害者の生活の向上へ繋げることを考えた。今は、センター映像や既製映像に字幕を簡単に入れられるソフトがありスムーズに作業が出来るようになった。

〈映像での情報を保障する為には〉

- ・字幕が聴覚障害者の負担にならないようにすることが大切。全文が字幕では読むのが大変で良い字幕とは言えない、要約文にする等の読みやすくする為の工夫も必要。音声情報を手話で伝えようとすると映像に目がいかず映像情報が得られない。特に講師が資料やパワーポイントを使用するような時は、手話と資料や映像を一緒に見られずに情報不足になる。
- ・会議場等の場合も手話と映像や資料を同時に見られない。また、誰の発言か分からなくなることがあり「手話通訳者や要約筆記者を入れただけでは聴覚障害者は会議に参加出来なくなる事もある為に会議の在り方を変えることも必要になる。
- ・「使う人に使いやすくする」ためには、情報保障をする側の手話通訳者や要約筆記者が全体を見極めてやり方を変える事も必要。

私事ですが、女性研修に参加し、高校入学以

来の友人のご家族との思いがけない出会いがあり嬉しいプレゼントまで頂けた、心まで豊かになる事が出来る研修会になりました。

主催者の皆様はじめスタッフ・参加者の皆さまお疲れ様でした。有難うございました。



長崎県 飯盛手話サークルみどり会
佐田サヤ子

【青年】

「デフアートを描き続けて

～音のない青の世界へ～

講師 乗富秀人氏

参加者 55名

「デフアート」とはろう者の言語である「手話」と「ろう文化（音のない世界）」をテーマにした絵のこと。

乗富さんが描く作品の主体色は青。青は地球のイメージ。空はどこでも同じ色で、地球上どこまでも繋がっている。海は中に入ると殆ど音がない世界であるが、そこでは手話で話すことができる。「聴こえない人だけではなく、聴こえる人も手話が使えれば」という思いが込められている。

絵を始めたきっかけは、デフファミリーである奥様と出会った頃、ろう者であることに誇りを持ち、夢を持って生きている奥様の姿を見て、健聴者の家族の中で「聴こえないから無理」と言われて育った自分に出来ることは何か？と考え、昔、絵のコンテストで1等をとったことを思い出し勉強を始める。絵の勉強のためにフランスへ留学。フランス人と日本人の、ろう者や障害を持った人に対する接し方や意識の違

い、文化の違いについて、フランス生活での具体的な経験談がいくつかあった。日本では道が分からない等で人に尋ねた際、相手がろう者だと分かたら「じゃあ、結構です…」と離れて行くが、フランスでは話しかけた相手がろう者であっても、身振りを使ってコミュニケーションをとろうとする。これは、フランスは様々な人種の人が居て多言語であり、文化も様々あってそれが当然の国なので、相手がろう者であっても身振りを使って伝えてくるということ。他に、健聴者の日本人とフランス人との間でろう者である乗富さんが、身振りや絵によって通訳をしたというお話があり、「ろう者でも通訳ができる」と初めて自信を持てた時だったとのこと。

私は今年サークルに入ったばかりで、九州大会は初参加でした。絵に興味があったので青年研修を選びました。講演後にはワークショップがあり、各自が表現した作品を一つに合わせた時の青の濃淡色がとても鮮やかで綺麗でした。乗富さんの作品を通じて多くの人が、手話のこと、ろう文化やろう者の歴史を知るきっかけに繋がって欲しいと思いました。



*注3

大分市手話サークルはぐるま夜 足達美菜

<第39回全九州手話通訳者研修会>

【第1講座】

「聴覚障害者の暮らしを見つめて」

講演1「手話通訳者の家庭奉仕員制度への組み入れ反対運動に学ぶ」

講師 梶原 初子氏

開口一番「あなたは何故この世界に居るの？」

から始まった。自己満足？お客様気分？では無く、「共に生きるためには居なくてはいけない」「ろうあ者の暮らしを豊かにするためには運動が必要、そのためには通訳者が必要なんだと・・・」。通訳者になるために手話を学び始めた彼女は当時のろうあ者が日本語のレベル、知識、情報が充分でないことに気づき、ろうあ者への理解を社会へと発信し始める。そんな中、民法11条、道路交通法88条、刑法40条などの改正運動へ・・・。私は刑法40条を知らなかった。ましてやその中に表記されている瘡痍者（いんあしや）という言葉もはじめて聞いた。「聞こえない、しゃべれない、判断も出来ない者」だそうだ。よって「瘡痍者の行為はそれを罰せず、あるいはおおむね半分の刑・・・」これほどろうあ者を差別する言葉が他にあるだろうか？ショックだった。

「手話通訳派遣制度」がメニューからはずされ、「家庭奉仕員派遣制度」へ移行されるという話しが出てきた時、即行動を起こした熊通研。聴覚障害者にとって「聞くこと」「話すこと」が保障されることは、人間として最低限の条件が整うこと。肢体不自由者、視覚障害者は物理的条件の整備によって社会参加が促進される。手話通訳は「人間の機能」を保障するものだから、聴覚障害者自らが「有料」と言う形で負うものではないと、見解を採択し、反対運動を進めていく。梶原氏が36年間走り続けてきて今尚頑張っている姿を見て、マイナス思考で、考える自分を捨てて、ぼちぼちでもろうあ者と共に頑張ろうと元気がわいて来た。ありがとう（^^）

長崎手話サークル 江上 文恵

【第2講座】

「手話サークル活動について」

講演1 「手話サークルに望むこと」

講師 松本正志氏

・手話サークルの歴史

戦後、日本経済が成長するとともに手話サークルができた背景には「障害者雇用」が挙げられる。

「障害者雇用」は身体障害者が雇用促進法が定め

られ、企業は障害者を雇用することになった。これによって、障害者として一番軽い、ろうあ者が多く採用されることになり、ろうあ者の社会進出も多くなり、関係者の理解を得て手話サークルが活動できるようになった。

サークル設立後は、ろう者の参加にともない、手話奉仕員養成講座ができるなど、学習方法も変革していく。

しかし残念ながら、現在は手話サークルも多様化し、ろうあ者不在のサークルも増え、若い人の入会が少なくなっている。

参加減少の理由に、仕事の関係で忙しい、集団になじめず、個人で勉強、活動する人が増えている、などが挙げられる。

・手話サークルに望む事として

- 1、幅広い真の意味でのボランティア活動を主任務とする。
- 2、手話を正しく学習し、手話普及を促進する事。
- 3、ろうあ者の生活、文化、歴史を正しく理解する事。
- 4、ろうあ団体の事業への協力、手話通訳実践、手話講習会への活動をしていくひつようがある。などが挙げられる。

リーダー養成の場として、手話サークルの目的、役割の理解とともに、手話で学ぶという考えを持つ事が大切である。

手話サークル発展の為には、目的を整理する事と、ろうあ者が参加しやすいように工夫をすること、ろうあ協会との相互理解、円滑な協力関係、さらに全通研支部との協力関係を築く事が大切である、との事でした。

都城手話サークル 平野敏江

【特別講座】

「日本のろう史・福岡のろう史と手話

講演1「日本のろう史」

講師 小中栄一氏

始まりは、ろう者が集まり、そこでろうコミュニティーが生まれて活動へと広がった。日本ろう

あ協会が発足した時は、ろうあ者はまだお世話される人だった。昭和 22 年 5 月 25 日、全日本ろうあ連盟設立やっとうろう者によるろう者のための組織が誕生。運営の失敗など多くの苦労もあったが運動を続けてきたこと。小中氏がまだ協会を知らない頃、大学生が書いた「ろう者の歴史」というレポートを読んで「私は一人ではないんだ」そして、ろう者の強い繋がりを感じた、と話されていました。エンパワーメントの実例として、一人の女子高生が「ゆずり葉」の映画を見て手話に興味を持ち、ろうあ者や手話の会との交流から自分の苦手を克服できた。私たちにはそんなエンパワーメントがあると話されました。

講演 2 「福岡のろう史と手話」

講師 金丸敬三氏

講演先で、昔はどうだったのか？誰が作ったのか？とよく質問されるのが作るきっかけとなった。しかし資料が何処にもなく困っていた時、京都に「聾啞年鑑」があると聞き喜び勇んで行った。その本に出会った時の気持ちは山の中から宝物を見つけたような気分だったと話された。また、福岡ろう学校に古い資料があり、年配者からの写真や資料の提供があったお蔭とも言われた。全国レベルのろう運動が福岡でも起こっていた事、スポーツも盛んに行われていた様子など写真を取り混ぜて説明していただきました。

「地域の手話は、何があるでしょう」

クイズ 表した手話を三択から選ぶのですが、はずれても楽しいクイズでした。

福岡地区 田中文枝

【特別記念講演】



特別記念講演は女優で国連開発計画(UNDP)親善大使の紺野美沙子氏。

「私たちにできること」の演題で講演いただきました。

注) 1,2,3 の写真は大分県聴覚障害者センターから提供頂きました。

編集後記

北九州大会では、地元の実行委員の皆様のご行き届いた配慮と笑顔で楽しく参加させて頂きました。本当にお疲れ様でした。

2日間、天気も良く、大会終了後、小倉城を横切り小倉駅までの徒歩。汗ばむ暑さで、しかも、慣れないヒール。足はパンパンで靴擦れ…(´_´) 今回の原稿には、写真提供がなく…<~> 活字ばかりの仕上がりになりかけました！ 何はともあれ 11月号を発行することができました。

原稿を書いて下さった皆様、各県理事様、ご協力ありがとうございました。

また、写真掲載使用の許可をして頂いた大分県聴覚障害者協会様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

A/T

九州手話サークル連絡協議会

(事務局)

〒866-0892

熊本県八代市古閑下町 1717-43

前淵 洋一

TEL 0965-35-2653

発行責任者：中元 教博

広報担当者：辻田亜紀(佐賀)

発行年月日：平成 23 年 11 月 10 日